派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6　第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（最終指定親会社が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となった際に最終指定親会社への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十八条の八　適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額（K_{CM}）に十二・五を乗じて算出する。

一　所要自己資本額（K_{CM}）は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM}=\max\left(K_{CCP}\times\left(\frac{DF_{CM}^{pref}}{DF_{CCP}+DF_{CM}^{pref}}\right),\ 0.08\times0.02\times DF_{CM}^{pref}\right)$$

$$K_{CCP}=\sum_i EAD_i\times0.2\times0.08$$

DF_{CM}^{pref}は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

DF_{CM}^{pref}は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EAD_iは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの額

二　前号のEAD_iは、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ　派生商品取引　SA－CCRを用いて算出した額。ただし、受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額を含むものとし、リスクのマージン期間は十営業日とする。

ロ　レポ形式の取引　次の算式により算出した額

$EAD_i=\max\left(EBRM_i-IM_i-DF_i,\ 0\right)$

$EBRM_i$は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額（第八十条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM_iは、直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額

DF_iは、直接清算参加者が拠出した清算基金の額

三　前号ロの規定により所要自己資本額（K_{CM}）を算出する場合においては、第七十六条第二項第一号二の規定にかかわらず、算出基準日を含む最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とするよう努めなければならない。

［項を加える。］

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十八条の八　適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一　リスク・センシティブ手法

二　簡便的手法

2　前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額（K_{CM}）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一　所要自己資本額（K_{CM}）は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Net,\ 1}+A_{Net,\ 2}}{\sum_i A_{Net,\ i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{DF}{DF_{CM}}\cdot K_{CM}^{*}$$

$$K_{CM}^{*}=\begin{cases}100\%\cdot1.2\cdot(K_{CCP}-DF')+100\%\cdot DF'_{CM} & \text{if}\quad DF'<K_{CCP} \quad \text{(i)}\\ 100\%\cdot(K_{CCP}-DF_{CCP})+c_1\cdot(DF'-K_{CCP}) & \text{if}\quad DF_{CCP}<K_{CCP}\leq DF' \quad \text{(ii)}\\ c_1\cdot DF'_{CM} & \text{if}\quad K_{CCP}\leq DF_{CCP} \quad \text{(iii)}\end{cases}$$

$$K_{CCP}=\sum_i\max\left(EBRM_i-IM_i-DF_i,\ 0\right)\cdot20\%\cdot8\%$$

$$DF_{CM}=\sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM}=DF_{CM}-2\cdot DF_{CM}/N$$

$$DF'=DF_{CCP}+DF'_{CM}$$

$$c_1=\mathrm{Max}\left\{\frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}};\ 0.16\%\right\}$$

K_{CM}^{*}は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に最終指定親会社が拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRMは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IMは、直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額